

2022年12月9日

各位

会社名 環境のミカタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 和良
(コード: 9224 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理本部長 青木 克之
電話番号 054-622-1130

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月28日開催予定の当社第46回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の員数を現行の6名以内から8名以内に増員いたしたく、取締役の員数に関する当社定款の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月28日(水)
定款変更の効力発生日 2022年12月28日(水)

以上

【別紙】定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 3 名以上 <u>6</u> 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 18 条 当社の取締役は 3 名以上 <u>8</u> 名以内とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>